

介護老人福祉施設重要事項説明書

〔令和8年 8月 1日 現在〕

特別養護老人ホーム千鳥の丘（以下「施設」といいます。）は、ご利用者に対し、介護老人福祉施設サービスを次のとおり提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいこと等は次のとおりです。

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 武蔵野福祉会
- (2) 法人所在地 埼玉県本庄市児玉町飯倉166
- (3) 電話番号 0495-72-8711
- (4) Fax 番号 0495-72-4434
- (5) 代表者名 理事長 倉林 敏澄
- (6) 法人認可 平成 8年 10月 7日

2 ご利用の施設

- (1) 施設名 特別養護老人ホーム 千鳥の丘
- (2) 所在地 埼玉県本庄市児玉町宮内1250-1
- (3) 電話番号 0495-73-1127
- (4) Fax 番号 0495-73-1128
- (5) 介護保険指定番号 1194300123

3 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0495-73-1127

担当 上松 巧

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

4 特別養護老人ホーム 千鳥の丘 の概要

(1) 提供できるサービスの種類

介護老人福祉施設サービス及び付随するサービス

(2) 施設の職員体制

施設長	常勤	1名
医師	非常勤	1名
生活相談員	常勤	1名（兼務）
介護支援専門員	常勤	1名（兼務）
介護職員	常勤・非常勤	16名
看護職員	常勤	2名
ユニットリーダー	常勤	3名（介護職員と兼務）
栄養士	常勤	1名（兼務）
調理員	外部事業者へ委託	

介護職員・看護職員等資格状況	
介護福祉士	11名
看護師	2名
介護支援専門員	2名

(3) 施設設備の概要

定員 29名（その他 短期入所2名）

居室 3ユニットで全室個室

その他 医務室、静養室、多目的ホール、共同生活室、調理室、浴室（一般浴室・特浴室）

5 サービス内容

① 施設サービス計画の立案

介護支援専門員と看護・介護関係職員が協議して計画をたて、利用者及びその家族の方に説明し、同意をいただきます。初回入所時、その後6ヶ月毎に計画の見直しを行います。

また、利用者の状態に変化があった時は随時見直しを行います。

②食事

朝食 概ね 8:00～ 9:00

昼食 概ね12:00～13:00

夕食 概ね17:30～18:30

以上の他、湯茶・おやつ等のサービスがあります。

食事の場所は、各ユニット食堂または居室等になります。

③入浴

週2回以上入浴していただけます。なお、利用者の状態に応じ、一般浴か特別浴のいずれかとなります。ただし、利用者の状態により清拭となる場合もあります。

④日常生活上の介護

施設サービス計画に沿って下記の介護が行われます。

食事、入浴、排せつ、着替え、移乗、移動等の介助、体位交換、シーツ交換等

⑤機能訓練

利用者の状況に応じ、訓練室等において機能訓練を行います。

⑥生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑦健康管理

当施設では、年1回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。また、診療や日々の簡単な健康チェック等を受けることができます。

協力医療機関・嘱託契約医師 … 鈴木外科病院・河野知久医師、週1回回診

協力医療機関 … 春山歯科医院

⑧行政手続きの代行

行政手続きの代行を施設にて受付けます。ご希望の際は、職員に申し出てください。

⑨日常生活費用受入れ支払い代行

介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入れ支払い代金を致します。サービスご利用に際しては「預かり金等管理規程」に基づき、「預かり金管理依頼書」を提出していただきます。詳しくは担当者に問い合わせてください。

⑩所持品等の保管

特別な事情がある所持品についてはお預かりします。但し、預けることのできる所持品等の種類や量に制限があります。また、現金等の貴重品を利用者が保管する場合、紛失等の責任は負いかねます。現金、貴重品については、ご家族等が保管するか、施設にお預けください。詳しくは担当者に問い合わせてください。

⑪レクリエーション

当施設では、日々のレクリエーション活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費等かかるものもございます。詳しくは、その都度説明のうえ承諾をいただきます。

⑫その他のサービス

ア 通院サービス

医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。交通費を除く料金は別途かかります。なお、ご家族等で通院送迎可能な場合はお願いします。

イ 理美容サービス

当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

ウ その他のサービス

介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度申し出てください。その際は、別途相談させていただきます。

6 利用料金

(1) 基本料金については、【別紙Ⅱ】の特別養護老人ホーム千鳥の丘利用料金表のとおりです。

(2) 基本サービス利用以外は別途料金がかかる場合がありますので担当者に問い合わせてください。

(3) 支払方法

施設利用料及びその他の費用について、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので請求を受けた日から10日以内に、銀行振り込み若しくは事務室において現金でお支払いください。退所される場合は、退所日までの分を請求しますので、10日以内にお支払いください。

お支払いをいただきますと領収証を発行します。

お支払方法は、銀行振り込み、現金による清算のうちから契約の際に選択できます。

(4) 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、事前に説明し、承諾をいただきます。

(5) 金銭管理サービス

日常生活等に必要な金銭及び通帳等については、ご希望により、別途規定に従いお預かりいたします。尚、お預かりする場合は、【別紙Ⅱ】の利用料金表に従った料金がかかります。

7 入退所の手続き

(1) 入所手続

まずは、電話等でご連絡下さい。入所申込書を提出いただきます。申込書を受理しだい「特別養護老人ホーム千鳥の丘優先入所指針」に則って連絡します。入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は事前に介護支援専門員に相談してください。

(2) 退所手続

① 利用者の都合で退所される場合

退所を希望される日の14日前までに申し出てください。

② 自動終了

以下の場合は、この契約は当該各号に定める日に自動的に終了します。

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合 その翌日
- ・ 利用者が死亡した場合 その翌日

③ その他

一 次の場合には、文書で通知したうえで、退所していただくことがあります。

- ・ 利用料その他自己の支払うべき費用を、支払い期限までに支払うことなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合。
- ・ 利用者の行動が、他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ、利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業所が判断したとき。
- ・ 利用者又は利用者の代理人が、故意に法令その他本契約条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。
- ・ 伝染性疾患により、他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき。

二 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知の上、契約を終了させていただく場合があります。この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、相談してください。

三 利用者が要介護認定の更新で非該当(自立)または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約を終了します。

四 やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合は、契約を終了し、退所していただく場合があります。この場合は、契約終了30日前までに文書で通知します。

8 当施設のサービスの特徴等

施設の全部において、全室個室でユニットごとに利用者の生活が営まれ、これに対する支援が行われるユニット型地域密着型特別養護老人ホームです。利用者一人一人個別の処遇に重点を置くと

共に、グループでの行事やその他活動も併せ行い、大切な人に心からの癒しの時をもっていただき、安心と安定のある生活が、明るく、楽しく、和やかに、そして穏やかに送れるよう支援してまいります。

9 緊急時の対応

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族等に速やかに連絡します。

緊急時の連絡先①

フリガナ		続柄	
氏 名			
住 所			
電話番号	自宅	携帯・会社	

緊急時の連絡先②

フリガナ		続柄	
氏 名			
住 所			
電話番号	自宅	携帯・会社	

終末期(ターミナルケア)の対応について、ご希望をお聞かせください。

〈1〉 自宅 … 最後は自宅で、とお考えの場合

〈2〉 施設 … 施設でお世話させていただける範囲で延命を望まれる場合

〈3〉 医療機関 … 病院等での積極的な延命治療を望まれる場合

いずれかを○で囲んでください。なお詳細等についてはその都度ご相談いたします。

10 非常災害対策

- ① 災害時の対応 利用者の生命の安全を第一に確保するため、速やかに必要な措置を講じます。
- ② 防災設備 防火構造、スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、非常通報装置
- ③ 防災訓練 年2回の防災訓練を行います。
- ④ 防火責任者 上松 巧
- ⑤ 事故発生時の対応 サービス提供により事故が発生した場合は、ご家族、本庄市に連絡するとともに必要な措置を講じます。
また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償いたします。

尚、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保 険 名 : 社会福祉・介護施設総合保険

保険会社名 : あいおいニッセイ同和損害保険

11 業務継続計画の策定について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者が継続してケアを受けられるよう、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 身体拘束の制限について

施設サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

また、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束検討委員会を中心として①切迫性、②非代替性、③一時性の3要件をすべて満たしているかを検討します。

要件を検討したうえで実施する場合は、ご本人・ご家族へ説明を行い、同意を得て、その態様及び時間、その際の利用者の身体状況、緊急やむを得ない理由を記録し、定期的に身体拘束廃止に向けて委員会の実施及び従業者に対する研修を実施します。

13 虐待の防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとし、虐待防止に関する責任者の選定及び指針の整備、虐待を防止するための委員会の設置及び従業者に対する委員会内容の報告及び研修を実施します。

サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族、親族等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 サービス内容に関する相談苦情

(1) 当施設苦情担当

当施設に関する苦情及び施設サービス計画に基づいて提供している各サービスについての苦情を承ります。

苦情解決責任者	上松 巧	TEL	0495-73-1127
苦情受付担当者	秋池 光憲	TEL	0495-73-1127
第三者委員	星野 栄司	TEL	0495-72-0539
〃	荻野 和弘	TEL	0495-72-2447

(2) 当施設以外に、下記の相談・苦情窓口でも受け付けています。

- | | | | |
|---------------------------|-------------------------|-----|--------------|
| ① 市町村名 | 本庄市 | | |
| 担 当 | 介護保険課 | TEL | 0495-25-1719 |
| ② 埼玉県国民健康保険団体連合会 | | | |
| 担 当 | 介護保険課苦情対応係 | TEL | 048-824-2568 |
| ③ 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護総合相談センター | | | |
| 担 当 | 埼玉県運営適正化委員会 福祉サービス苦情相談係 | TEL | 048-822-1191 |

15 施設利用にあたっての留意事項

① 面会

原則として自由です。ただし、面会の際は面会簿への記帳をお願いします。

② 外出・外泊

利用者のご家族等が付き添って外出・外泊される場合は、必ず事前に施設に相談して下さい。尚、外出・外泊の際には、外出外泊簿に記帳をお願いします。

③ 飲酒・喫煙

喫煙は、必ず施設指定の喫煙場所で行ってください。

飲酒については、施設に相談してください。

④ 設備・器具の利用

原則として自由です。但し、安全のため施設が適切な措置を行う場合があります。

⑤ 金銭・貴重品の持ち込み

施設でお預かりします。但し、利用料金表【別紙Ⅱ】に従って別途料金がかかります。

⑥ 所持品の持ち込み

居室内については、原則として自由です。但し、火気を使用するもの等、安全などの為にお断りすることがありますので、事前に施設にご相談してください。又、電化製品等につ

いては、利用料金表【別紙Ⅱ】に従って別途料金がかかります。

⑦ 宗教活動・政治活動

施設内においてはご遠慮ください。

⑧ ペット

施設内にペットの持ち込み、若しくは施設内でペットを飼うことはご遠慮ください。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者またはその代理人に対して、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	埼玉県本庄市児玉町宮内1250-1
	名 称	特別養護老人ホーム 千鳥の丘
説明者	所 属	特別養護老人ホーム 千鳥の丘
	氏 名	印

私は、本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者	住 所	
	氏 名	印
(代理人)	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	